



背景・目的

近年、循環資源の輸出入の活発化する中、我が国においても資源としての価値を有する有害廃棄物の輸出入が増加している。この中で、輸出では、雑品スクラップ（資源毎に選別されていないスクラップ）の不適正輸出等の事象、輸入では輸入規制による競争上不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。こうした状況を踏まえ、平成29年6月にバーゼル法を改正し、平成30年度の施行を予定している。本事業では改正法の円滑な施行のため、改正法の的確な運用に資する諸外国の状況や、国政的な議論の関連情報の整理を行う。さらに不法輸出入に関連する立入検査・報告徴収の実施や改正バーゼル法によって新たに創設される再生利用等事業者の認定制度の運用のための、現地調査の実施のため、地方環境事務所の人員確保を行う。

(参考)我が国が受けた相手国からの不法輸出通報の件数推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相手国からの通報（件）	0	7	5	9	20	6

事業概要

- ・改正バーゼル法の適切な運用等の確保
- ・地方環境事務所での立入検査等の実施のための人員の確保

事業スキーム

- ・事業者向けに改正バーゼル法のガイドラインを策定。
- ・E-wasteガイドラインの改訂作業対応のための情報整理・分析。
- ・地方環境事務所での立入検査や認定制度における現地調査

期待される効果

シップバック通報件数をさらに減少させ、引き続き水際対策を徹底させる一方、改正バーゼル法等の適切な運用を確保し、廃棄物等の適正な資源循環の実現に資する。

(雑品スクラップについて)



雑品スクラップの例：
近年、主に中国向けに輸出され、廃家電等が混入する不適正な輸出が行われる事例が頻発。輸出先で不適正な処理が行われた場合の環境汚染が懸念される。

(雑品スクラップ等の不適正輸出に伴い生じている問題)

雑品スクラップを積載した船舶火災の様子（提供：海上保安庁）：



海外での不適正処理の例：
金属回収等を目的として電線を野焼きしている様子。環境規制等が十分整備されていない輸出先国で、鉛、カドミウム等の有害物質による環境及び健康影響が懸念される。